省　令

○総務省令第四十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

総務大臣　高市　早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出） **第二十三条の九の三**　法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで（第二種指定電気通信設備接続料規則第十六条第一項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第十七の四の八まで）及び総務大臣が別に告示する様式の接続料（第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。）の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。 ［一・二　略］ 三　接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額（第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次号、次条第一項の表一の項ロ及び第二項並びに第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法（案分方法を含む。） ［四・五　略］ （第二種指定電気通信設備との接続箇所） **第二十三条の九の四**　法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所（次項において「標準的接続箇所」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ自らの第二種指定電気通信設備における同表の下欄に掲げる箇所とする。	（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出） **第二十三条の九の三**　法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料（第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。）の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。 ［一・二　同上］ 三　接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額（第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法（案分方法を含む。） ［四・五　同上］ （第二種指定電気通信設備との接続箇所） **第二十三条の九の四**　法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 一　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所 二　第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるものに限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。） 三　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

一　次項に掲げる場合以外の場合	イ　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所
	ロ　第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用